

第 43 回理事会議事録

令和6年2月29日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
第43回理事会議事録

1. 招集年月日 令和5年11月22日(水)
2. 開催場所 「田中田村町ビル5階5D室」
東京都港区新橋2-12-15
3. 開催日時 令和6年2月29日(木) 午後2時58分
4. 理事現在数 4名
5. 出席理事数 4名
(出席者) 小林 悦夫、炭谷 茂、鶴 精三、新津 浩平
(欠席者) なし
(監事出席) 蒲生 七郎、森居 秀彰

6. 概要

事務局から理事現在数4名中、出席者は4名であり、定足数である理事現在数の過半数以上に達した旨報告。

次に、炭谷代表理事(以下「理事長」という。)が開会の挨拶を行い、定款第37条に基づき理事長である炭谷氏が議長となり、議案の審議に入った。

議事録署名人は、定款第45条に基づき、炭谷理事長、蒲生監事、森居監事とする。

7. 議案等

- (1) 第1号議案
「令和6年度事業計画書及び予算書」の件
- (2) 第2号議案
「顧問の選任」の件
- (3) 報告事項等
 - ① 「職務執行状況報告(理事長)」
 - ② 「職務執行状況報告(常務理事)」
 - ③ 「その他」

◎ 第1号議案 「令和6年度事業計画書及び予算書」の件
議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

(1) この事業計画書及び予算書は、公益財団法人移行後の第14事業年度の事業計画書及び予算書であり、事業期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日迄となること。

(2) 平成23年10月に公益財団法人に移行してから、事業年度としては14年目を迎える。移行時と比較して、予算規模は半分程度となるなど公益財団発足から現在までの間に、援護基金事業を取り巻く環境は大きく変化してきている。

公益法人制度の枠組みの中で運営を行うには何かと課題は多いが、公益法人制度に則り的確な対応ができるよう引き続き職員間の意識改革を図り、運営体制の充実に努めることとする。

(3) ここ数年新規帰国者がいなかったが、昨年1名が帰国した。今後も数世帯の永住帰国者が考えられる。帰国者支援事業は、帰国者の高齢化、帰国者問題の風化及び帰国者を支援する民間団体等の減少、さらには3年以上にわたり続いた新型コロナウイルスの感染問題等により大きく変化してきている。

今後はこれらの事象を踏まえ、常に現状を適格に把握し、堅実な事業を実施していくこととする。

(4) 収入面においては、寄付金収入の増加を見込むことは、大変難しくなっているが、国が実施する中国残留邦人等の体験と労苦を伝える「語り部」事業の活用等普及啓発活動を地道に進めながら減少傾向に歯止めをかける努力を続けていくこととする。

また、資産の運用においては、引き続き堅実な運用を図り安定的な収益を目指すこととする。

支出面においては、公益財団として求められる役割を果たしながら、現状に即した効果的な支出を行うとともに、国からの委託費を含め、あらゆる点において無駄削減、合理化の努力を続けることとする。

(5) 「公1」の3事業、「公2」の9事業の各々について、令和6年度事業計画を説明した。

(6) 予算書について経常収益、経常費用のポイント及び約1,830万円の赤字予算となることを説明した。

第1号議案に対する各理事等からの主な質疑・意見等は次のとおり。

鶴 理事：6年度基本方針の説明の中で、昨年1名が永住帰国したとの話が

あったが、その年齢、受け入れ先はどうなっているのか。

事務局：79歳（女性）でこの1月に80歳を迎えた。本籍は北海道で姉が北海道にいますが、90歳の兄が横浜市に住んでおり身元引受人となっているので、4月に横浜市に定着予定となっている。

理事長：本人は終戦時小さかったと思うが、昔から兄と妹と判っていたのか。

事務局：判っていたようだ。

理事長：定着後は兄と同居するのか。

事務局：兄が住んでいる同じ公営住宅に空きがあり、そちらへ入居する予定。

理事長：それは良かったが、老々介護になってしまうのではないだろうか。

事務局：定着後は国から支援・相談員等が派遣され、兄も現地でユッカの会という民間の中国帰国者支援団体に参加し活動しているので、高齢だがそういった周囲の力を借りて頑張ってもらいたいと思う。現在は支援・交流センターで一生懸命勉強している。

鶴理事：自分も同年代なのでそういった点については思うことがある。帰国する本人もそれを受け入れる方もいろいろと事情があるとは思いますが、たまたまそういった状況下で生を受け苦労した人が最後まで苦労するというのはかわいそうだと思う。世の中では（満蒙開拓団を一番多く出した）長野県ですら中国残留邦人問題に対する認知度がぐっと落ちてきているということで仕方ないのかもしれないが、何か良い方法はないものかと思う。歳をとってくるのは仕方ないので、どこかそういった応援をしてくれる公益法人等はないものだろうか。

理事長：特別養護老人ホームのようなものがあればいいのだが。

事務局：中国残留邦人問題の普及啓発については、支援・交流センターで毎年中国残留邦人等に対する理解を深めるシンポジウムを開催しており、昨年11月11日には水戸市で実施した。高校生など若い人も参加して100人程度が集まった。その場で語り部の講話も行い、筑波大学で満蒙開拓団について研究している伊藤教授の講演を行って盛況であった。6年度は秋に栃木県でシンポジウムを開催する予定であり、こういったシンポジウムを通じて一般の方々に中国残留邦人問題についての認知度が増し応援者が増えるように努めていきたい。

蒲生監事：今後も数世帯の永住帰国が考えられるとのことだが、どのような見込か。

事務局：次には遼寧省瀋陽市から帰国する予定があるが、同伴家族の調整で手続きが遅れている模様。いずれにしても1世帯4名で永住帰国す

る予定である。その後も1名予定されているが、もう少し先になりそうである。

小林理事：集団一時帰国については3年間中断があつて5年度に再開されているが、5年度に参加した者の規模はどの程度であつたのか。

事務局：当初4世帯8名の予定であつたが、直前に体調を崩して取りやめになつた方がいたため3世帯6名の参加であつた。5年度はコロナ禍が明けたばかりで（日本への渡航を）躊躇していた方がいたため少なかったが、6年度は多少多くなると見込まれており、9月上旬と11月下旬に2週間弱の日程で予定している。ただ、以前に比べホテルの値段等が高騰していて、経費面で大変厳しくなっており、厚生労働省とも調整はしているがなかなか折り合わない。どこか安くいいホテルがあればいいのだがなかなか難しい。

小林理事：外国人旅行者が大幅に増えてきており、どうしても値上がりするのは仕方がない。

事務局：以前は中国からの旅行者が目立ったが、円安もあつて今は中国以外にも非常に多くの旅行者が来ているのでホテル料金は何ともしようがない。

小林理事：一時帰国者は高齢になってきたので移動も大変だろう。

事務局：確かに大変なので、これも考えなければならぬ時期にきていると思う。集団が難しければ個別で対応することも考えなくてはならないだろう。

第1号議案の了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第2号議案 「顧問選任」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

現在竹之下和雄氏に当財団の顧問をお願いしているが、来年度も引き続き選任したいので承認をいただきたい。略歴は別紙のとおりである。

当財団顧問の選任については「定款」第36条第3項の規定に基づく理事会決議事項である。また、「顧問の報酬並びに費用に関する支給基準」第3条第2項で、「各々の本俸月額を俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする」としている。

選任：竹之下和雄

任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日

報酬月額：願6号 200,000円（月8日間勤務の場合）

第2号議案について理事監事から意見はなく、第2号議案の了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 報告事項等

(1) 職務執行状況報告（炭谷理事長、第41回理事会以降）

炭谷理事長から次の職務執行状況報告があった。

昨年6月6日に開催した第41回理事会から本日までの職務執行状況を報告する。この間、概ね毎月一回、常務理事から報告を受け必要事項について決裁を行った。

この間の主な事項は次のとおり。

1. 第41回理事会の議事録等の決裁と署名。
2. 第42回臨時理事会資料及び議事録等の決裁。
3. 第18回評議員会の議事録等の決裁。
4. 40周年記念誌発行の決裁。
5. 第43回理事会資料の決裁。
6. その他、援護基金保有債券（1千万円以上）の満期償還等に伴う買換の決裁等。

主なものは以上となるが、理事会等の決議や定款に抵触するような案件はなかった。

(2) 職務執行状況報告（新津常務理事）

新津常務理事から職務執行状況報告があった。

昨年6月23日常務理事就任後の主な事項は次のとおり。

1. 個人情報の取扱いに係る厚生労働省の立入検査の対応。
2. 40周年記念誌の発行。
3. プライバシーマークの更新審査対応。
4. 寄附金の税額控除に係る証明書の更新手続き。
5. 第43回理事会資料の作成。
6. 援護基金保有債券（1千万円以下）の満期償還等に伴う買換の決裁等。

(3) その他報告事項（事務局田中）

東海・北陸中国帰国者支援・交流センター（以下「東海・北陸センター」という。）運営事業の委託について厚生労働省から援護基金に対して要請があった件について、次のとおり報告を行った。

現在、全国7か所に設置されている中国帰国者支援・交流センターの一つである東海・北陸センターを受託運営している愛知県厚生事業団が、令和6年度限りで同事業の受託を終了し、令和7年度以降は同センター事業の公募に応じないこととなった。

これに伴い厚生労働省から援護基金に対し、令和7年度以降東海・北陸センター運営事業の公募に応じてもらえないかとの打診があった。

当方からは厚生労働省に対し、本件は理事会で承認を得たうえで、内閣府に対しても説明が必要であることから、6月の理事会までに事務局として方針をまとめ、理事会で審議していただくこととしたいので、現段階では公募に応じるかどうかの返事はできない旨回答した。

今後、6月の理事会までに事務局として方針をまとめ、理事会で審議していただくことになるのでよろしくお願ひしたい。

なお、本事業はあくまで公募によるものであり、援護基金として受託するかどうかではなく、公募に応じるかどうかを審議していただくものとなる。

その他報告事項に対する各理事等からの主な質疑・意見等は次のとおり。

鶴理事：30年近くも事業を受けてきたのに何で止めることになったのか疑問だ。

理事長：今日の説明では愛知県厚生事業団の経営状況が悪いので、余計なものを外していかなければならないということだろうと思うが、実際には厚生労働省から委託費が出ているのだから赤字が要因ではないはず。援護基金が引き受けるとしても現在の事務所をそのまま使えらるゝとは限らないのではないか。新しく場所から探すとなると大変なことだ。しかし、東海・北陸センターを無くすわけにはいかないだろうから、厚生労働省から依頼があれば最終的には受けざるを得ないと思う。

森居監事：公募に応じるかどうかの判断をするデッドラインは6月が最終期限になるのか。

事務局：公募自体は12月だが、その段階で援護基金が手を挙げず、他もどこも手を挙げなかったとなるとどうなるのかということ、早めに

援護基金の意向を確認したいというのが国の考えのようだ。

森居監事：急いで状況把握をしていかないと時間的に厳しい。

理事長：引き受けるとなると、どんな問題が考えられるのか。

事務局：一番の問題は現在東海・北陸センターが使用している施設をそのまま使えるかどうか。次に現在東海・北陸センターで雇用されている職員の雇用条件が援護基金の雇用条件と合うかどうか。仮に援護基金の雇用条件より低ければ問題なく現在の職員に残っていただき、同じように事業をしてもらえと思うが、仮にあちらの雇用条件が援護基金より良かった場合に、あちらに合わせて援護基金全体の雇用条件を引き上げるというのは難しい話になるので、残りたいと希望してもどうするのかという話になる。。

小林理事：委託費の中に納めないと赤字になるわけだから、現在の雇用条件が基金より低くくて何とか赤字になっていない状態であれば、基金に合わせて条件を引き上げた場合に逆に赤字になる可能性もある。

事務局：厚生労働省にはとにかく早く資料を出していただきたいと依頼している。

小林理事：とにかく材料がなければ検討できない。

理事長：一番重要なのは今の職員の給与体系がどうなっているのか。すぐ出さないのは何かあるのではないか。

事務局：現在厚生労働省は7センター分の6年度委託契約の審査を行っている最中であり、先日担当者の一人が体を壊して入院してしまったこともあって単純に手が回っていない可能性がある。

小林理事：センター施設は事業団の物なのか。

事務局：事業団のものではなく、日本棋院中部会館というビルのワンフロアを事業団が借りている。この敷金保証金等の他、施設内で使用している什器類等のリース物件について、そのまま引き継ぐことができるか、全て初めからこちらで契約しなければならないのかによっても随分と違うと思う。

理事長：厚生労働省が面倒を見てくれるのだろうと思うが、施設を借りるとなると敷金礼金が数百万円は必要になるだろう。また、他の団体が手を挙げる可能性もあるかもしれないが、最終的には受けざるを得ないと思う。その場合でも問題点はきちんと潰していかななくてはならない。

小林理事：現在支援・交流センターは7センターの体制だが、いつまで7センターが維持されるのかは疑問だ。今後も7センター体制を維持していくのはなかなか難しいのではないかと。仮に今回受けたとしてその

後何年続くのか、10年先まであるのかということも厚生労働省に考えてもらう必要があるのではないかと思う。受けたとたんによく閉鎖ということになっても困る。東海・北陸センターをなくして、その管轄地域を首都圏センターと近畿センターで受け持つというのであれば負担はそれほど増えないと思うので、この機会に7センター体制から減らすというのもありではないか。

事務局：仮に首都圏センターと近畿センターで担当地域を分け合ったとしても、現在名古屋市で開いている日本語教室や交流事業は何らかの形で継続して開かなくてはならない。

小林理事：しかし、首都圏センターにおいても管轄する地域全てで教室を開いているわけではない。各県がそれぞれ開催しているものを側面から支援しているだけのはず。実質新潟県の教室等について首都圏センターはほとんど何もしていない。それと同じようなことで、それぞれの自治体で一生懸命やってくださいと言えば負担は増えないはず。

事務局：首都圏センターでは毎年1都県で普及啓発のシンポジウムを実施しているが、東海・北陸センターの場合は各地域での活動頻度が高いようなので、その辺りをどうするかということを考えねばならないと思う。また、名古屋市周辺には今もかなりの数の帰国者が居住しているので、その方たち向けにきちんとやってもらえる教室ができるかどうかだと思う。

理事長：現在センターを利用している帰国者の行き場がなくなるというのは問題になる。名古屋市ではやらなくてはならないだろう。

小林理事：東海・北陸センターがなくなった場合一番影響が大きいのは愛知県特に名古屋市の帰国者なのは間違いない。

蒲生監事：勤務条件等が一番問題になるだろうから、雇用条件やこちらの条件を厚生労働省に対し提示し、これらに合わせていただければ受けるという形にしたらどうか。

理事長：こちらの懸念していることや条件をリストアップして厚生労働省に提示し、それを基に必要な対応を考えてほしいと要望した方が良さだろう。

蒲生監事：こちらの条件を見て辞める職員もいるだろうから、その場合は代わりの職員も考えなければならない。実際応募する人がいるかどうかという問題もあるが。

理事長：今の職員が何歳位か分からないが、50歳台60歳台ということであれば次に行くところも難しいだろうから、働き続けたいということもあるだろうし、長年勤めていれば愛着もあるだろう。

小林理事：雇用形態が正規職員のような人もいるだろうし、そうでない人もいるだろうから、その辺りもどうなっているのか確認が必要。

事務局：いずれにしても厚生労働省から資料を早く貰って、そのうえでこちらの条件等を提示していきたいと思う。

理事長：正規職員ということになれば退職金といった問題も出てくるが、それは事業団できちんと対応していただくしかない。援護基金が引き継いだ場合に、現在の職員を継続して雇用はするけれど、一度事業団を辞めてきちんと退職金等精算してもらい、援護基金が新たに採用する形にしないと負担だけ増加することになってしまう。

森居監事：人の問題、箱の問題含めて東海・北陸センター単体の委託費の収支計算書やどういった費用が発生しているのかが分かるものがあれば、それをまず確認する必要がある。

理事長：委託費を貰って事業をしているわけだから当然あるはず。

森居監事：継続的なリース費用等潜在的債務があるかどうかの確認も必要。

理事長：それでは懸念事項等をリストアップして厚生労働省に照会し、それを判断材料として6月の理事会に臨みたいと思う。

以上をもって第43回理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣し解散した。（閉会時間：午後4時7分）

上記の議事録が正確であることを証するため、出席した理事長及び監事は記名押印する。

令和 6年 3月 13 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

理事長 岩 石 孝

監 事 蒲 生 七 郎

監 事 森 居 秀 彰